| | |
|---|---|
| | ＪＩＳ　Ｚ4325<br>ＪＩＳ　Ｚ4329<br>ＪＩＳ　Ｚ4330<br>ＪＩＳ　Ｚ4333 |
| 遮へい能力試験 | ＪＩＳ　Ｚ4501<br>ＪＩＳ　Ｚ4560<br>ＪＩＳ　Ｚ4606<br>ＪＩＳ　Ｚ4608<br>ＪＩＳ　Ｚ4613<br>ＪＩＳ　Ｚ4614<br>ＪＩＳ　Ｚ4701<br>ＪＩＳ　Ｚ4704<br>ＪＩＳ　Ｚ4819<br>ＪＩＳ　Ｚ4901 |
| 色彩試験 | ＪＩＳ　Ｚ8721 |
| 反射・透過物体色試験 | ＪＩＳ　Ｚ8722 |
| 光沢度試験 | ＪＩＳ　Ｚ8741 |
| 掃除機性能試験 | ＪＩＳ　Ｃ9108 |
| 光触媒材料空気浄化性能試験 | ＪＩＳ　Ｒ1701―１<br>ＪＩＳ　Ｒ1701―２<br>ＪＩＳ　Ｒ1701―３<br>ＪＩＳ　Ｒ1701―４<br>ＪＩＳ　Ｒ1701―５ |
| ろ過流量試験 | ＪＩＳ　Ｓ3201 |
| 除去性能試験 | ＪＩＳ　Ｓ3201 |
| 振動減衰特性試験 | ＪＩＳ　Ｇ0602<br>ＪＩＳ　Ｋ7391 |

備考　この表の（ロ）の欄には、（ロ）の試験方法を引用しているＪＩＳを含むものとする。

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行の際現に改正前の工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（平成二十五年経済産業省告示第二百二十六号。以下「旧告示」という。）により、旧告示別表の（イ）の欄の試験方法の区分について工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第五十七条第一項又は第六十五条第一項の登録（以下単に「登録」という。）を受けている試験事業者の試験所は、当該試験方法の区分に対応するこの告示の別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録を受けているものとみなす。

３　この告示の施行の際現に旧告示別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録の申請を行っている試験事業者の試験所は、当該試験方法の区分に対応するこの告示の別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録の申請を行ったものとみなす。

# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２６年（フ）第８７６２号**
東京都新宿区百人町３丁目５番３号
債務者　有限会社リバーストーン
代表者代表取締役　石川　弘信
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　脇　　陽子
4　破産債権の届出期間　平成26年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８９０４号**
東京都港区六本木４丁目１番４号
債務者　リレーション株式会社
代表者代表取締役　田代　成人
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加治　一毅
4　破産債権の届出期間　平成26年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８９０６号**
東京都港区芝３丁目34―１―1303
債務者　亡大高裕相続財産
相続財産管理人　吉田　　朋
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　慎
4　破産債権の届出期間　平成26年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８９２９号**
東京都渋谷区神宮前５丁目12番４号
債務者　株式会社カミン
代表者代表取締役　山木　博夫
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　隆
4　破産債権の届出期間　平成26年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８９３６号**
埼玉県川口市南鳩ヶ谷６丁目６番21号
債務者　有限会社ジェイトップ
代表者代表取締役　田中島順子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　康成
4　破産債権の届出期間　平成26年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８９４５号**
神奈川県横浜市中区曙町１丁目９番地
債務者　株式会社マスターストローク・グループ
代表者代表取締役　三浦　早苗
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水島　直也
4　破産債権の届出期間　平成26年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８９５０号**
東京都葛飾区堀切３丁目33番12号
債務者　フラッフィー株式会社
代表者代表取締役　宮澤慶一郎
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代啓史郎
4　破産債権の届出期間　平成26年10月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部